

バリアフリー法に基づく取組の状況

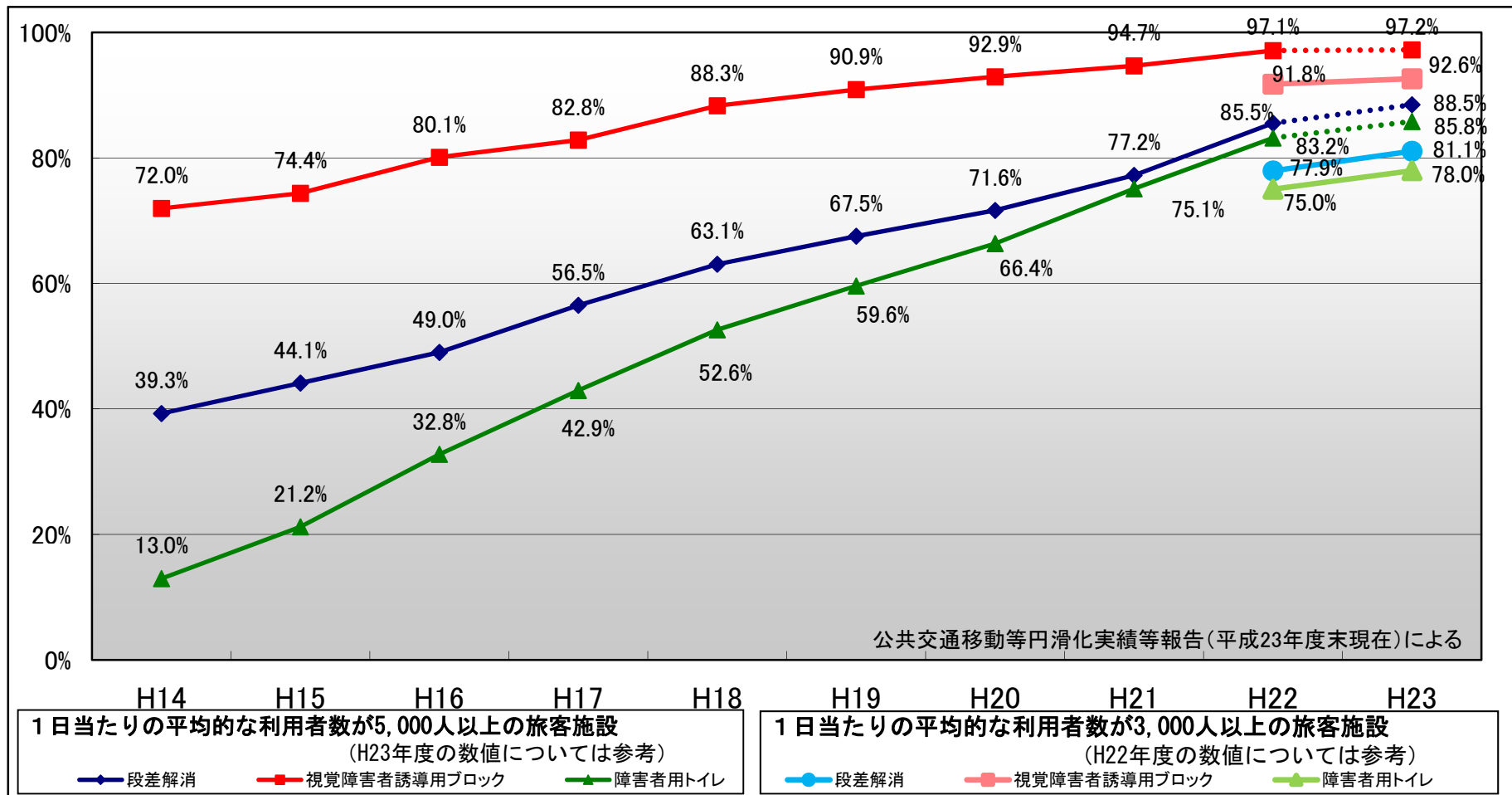
平成25年8月1日

国土交通省 総合政策局安心生活政策課

●整備目標の達成状況

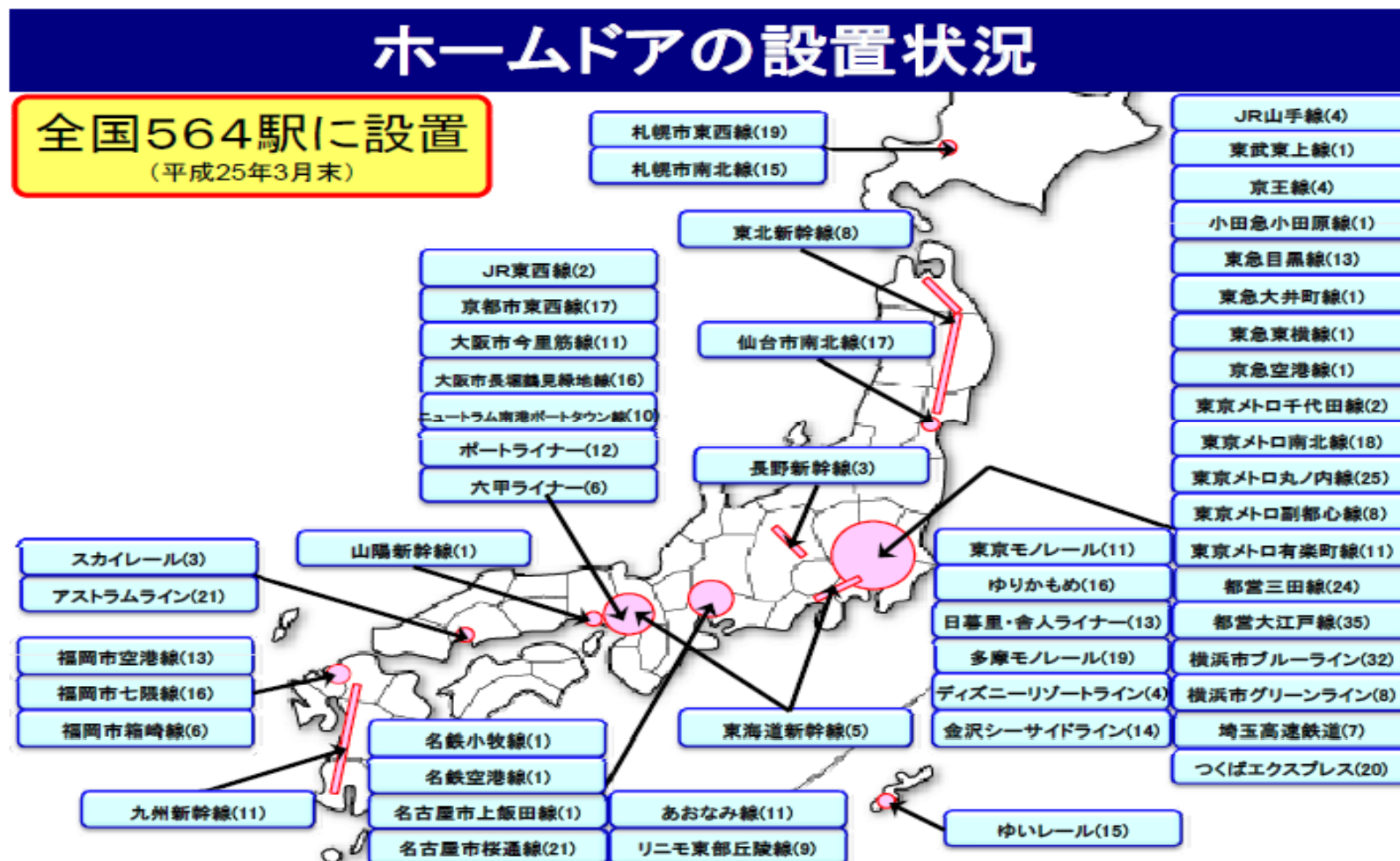
○一日あたり平均利用者数5000人以上の旅客施設については、改正前の基本方針の目標に基づきバリアフリー化が着実に推進されてきたところ。平成23年の基本方針改正により、「一日あたり平均利用者数3000人以上の旅客施設について平成32年度末までに原則100%」という新たな目標が設定され、平成23年度も着実な進捗がみられているところ。

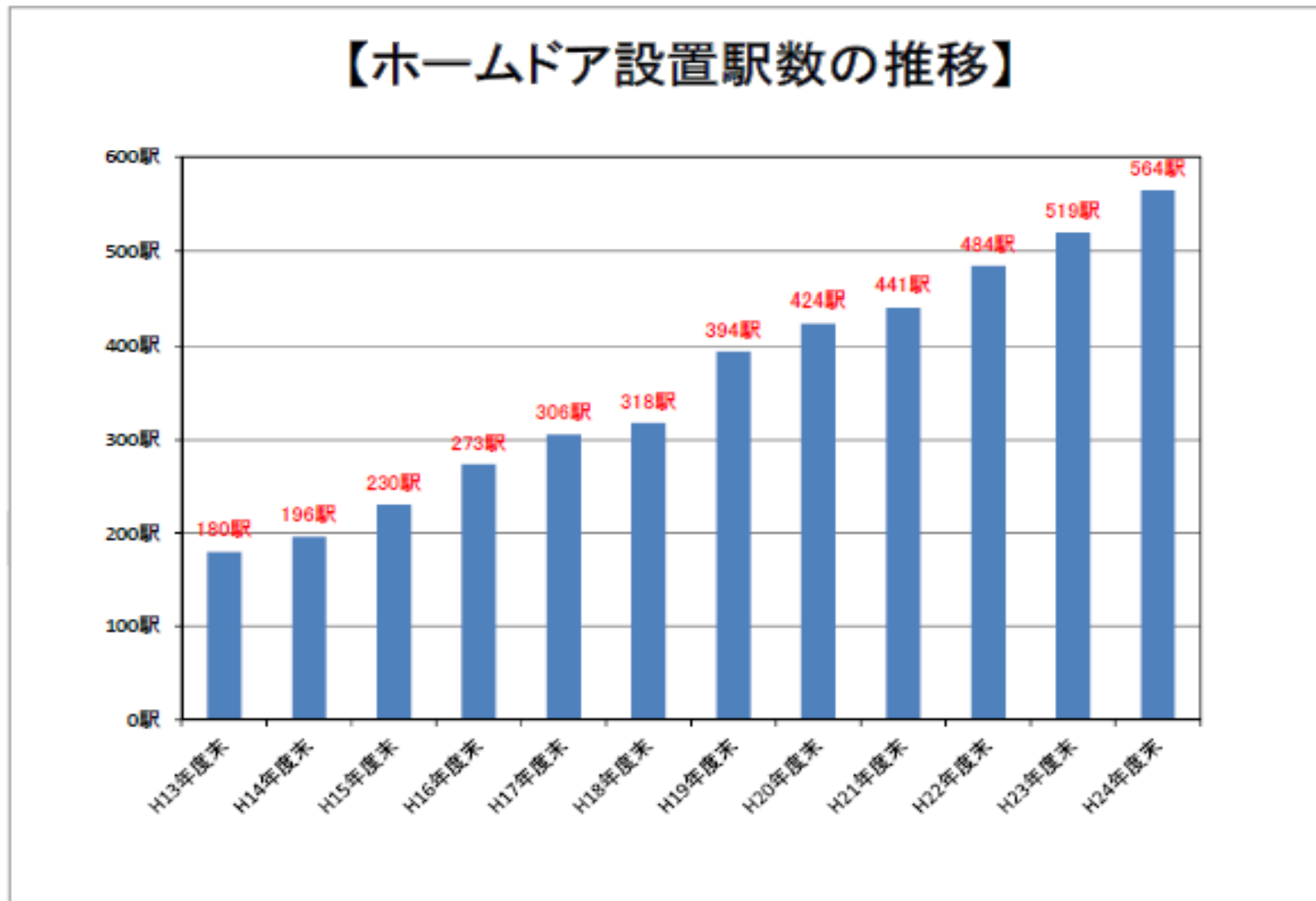
【旅客施設のバリアフリー化の推移】



ホームドアの整備状況(平成25年3月末)

- 昨今、視覚障害者をはじめとする旅客の鉄道駅のホームからの転落事故、列車との接触事故が多発しており、ホームドア等といった転落事故の防止効果の高い対策の必要性が高まってきている。
- 平成23年8月の「ホームドアの整備促進等に関する検討会」における中間とりまとめにおいて、利用者10万人以上の駅において、ホームドア等又は内方線付きJIS規格対応の点状ブロックの整備を優先的に進める旨明記したところ。
- 平成24年3月末に比べ、全国のホームドア設置数は45駅増加し、合計で564駅となった。
- 今後も引き続き、補助等の財政支援や技術開発支援により、設置を進めていく予定。



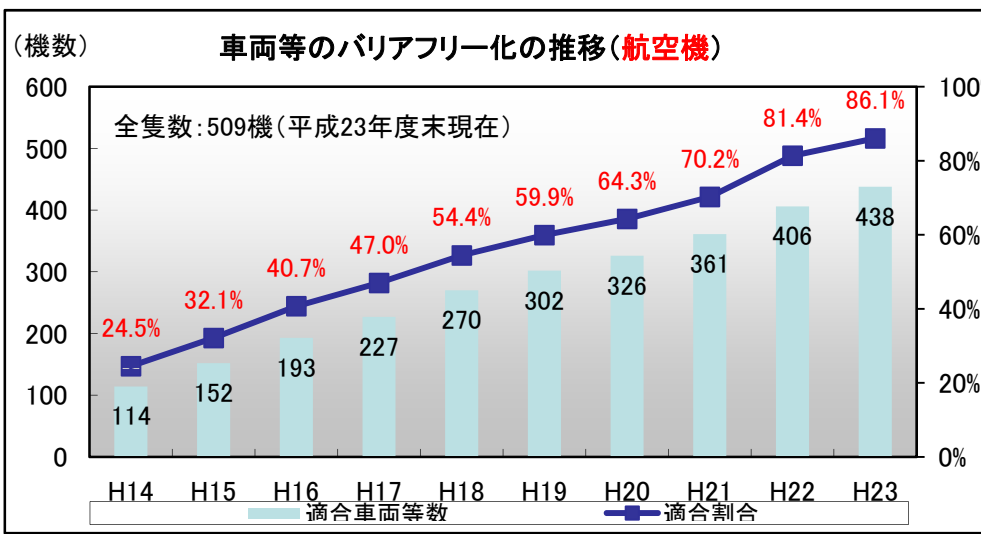
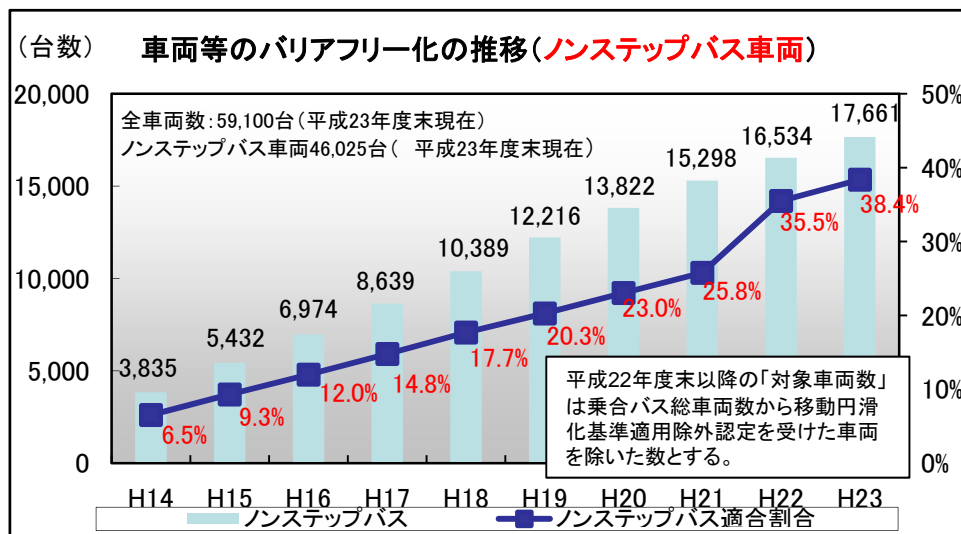
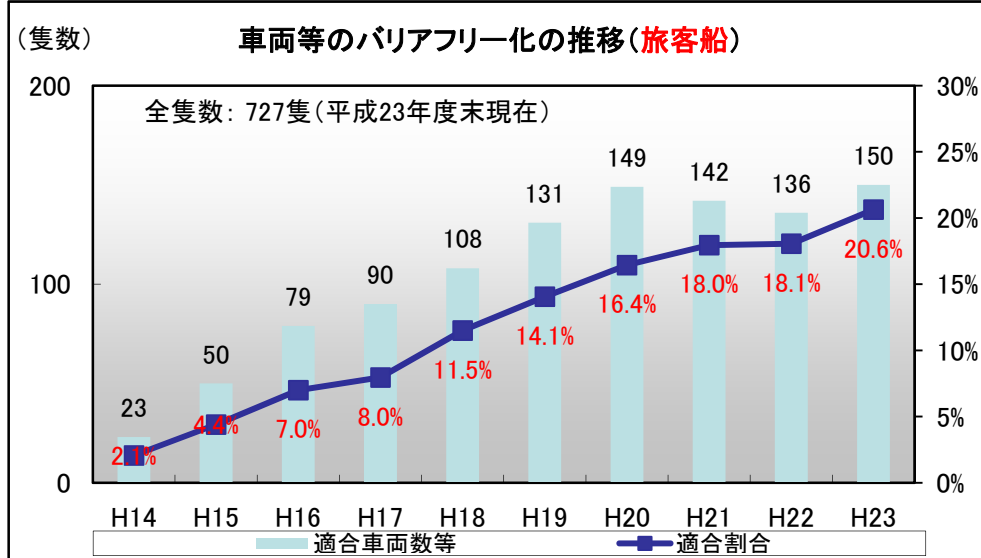
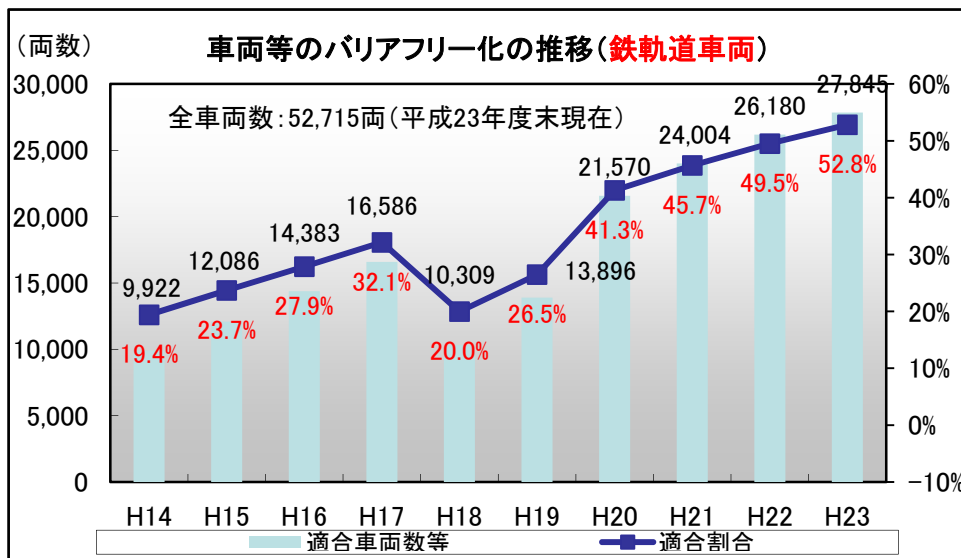


車両等のバリアフリー化の推移

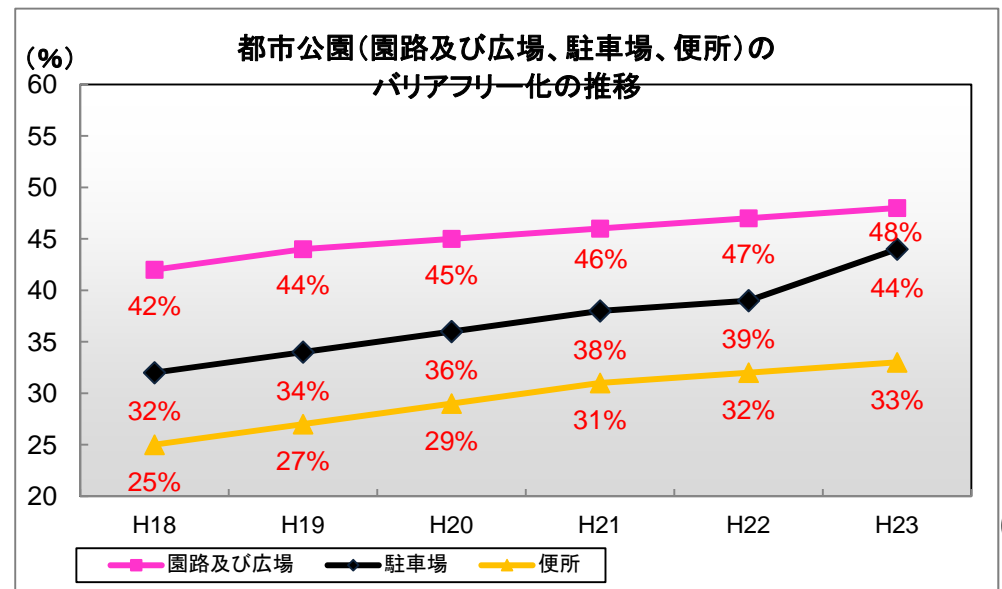
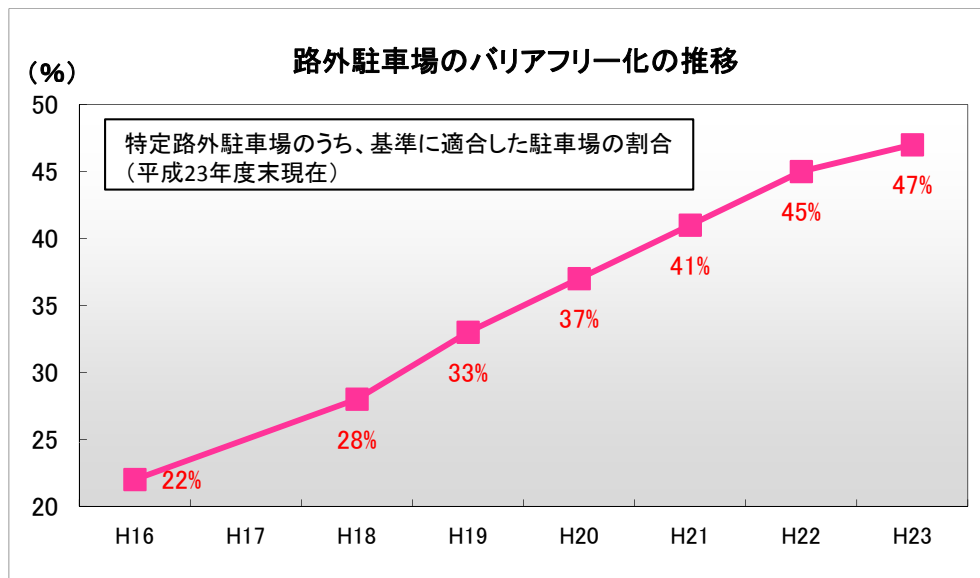
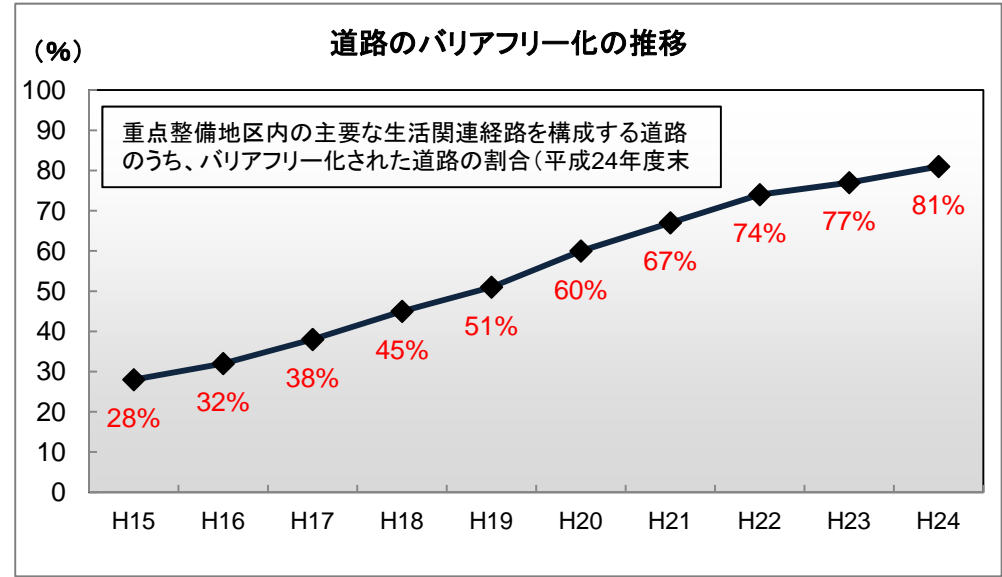
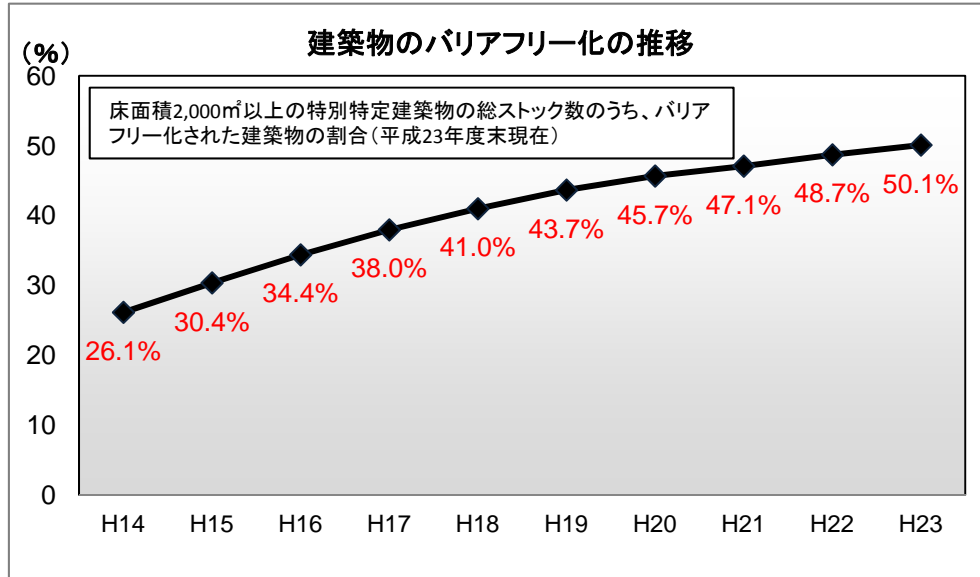
○改正前の基本方針に定める目標に照らし、概ね順調にバリアフリー化が進捗してきていたところ。平成23年の基本方針改正により新たに設定された目標の達成に向けて、平成23年度も着実な進捗がみられているところ。

【車両等のバリアフリー化の推移】

公共交通移動等円滑化実績等報告(平成23年度末現在)による



【建築物・道路・路外駐車場・都市公園のバリアフリー化の推移】



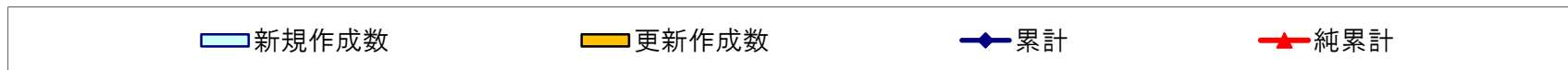
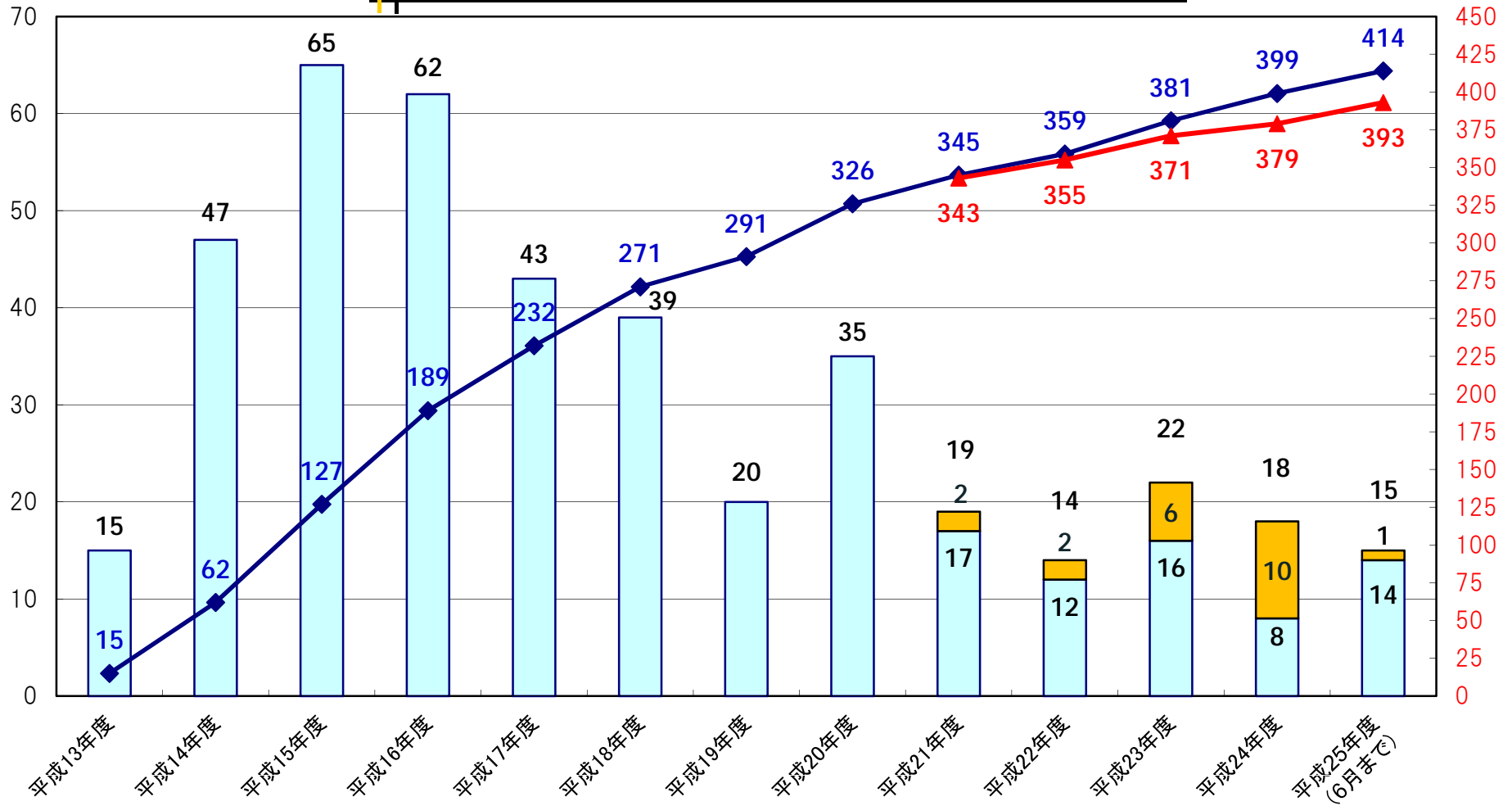
バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

作成状況
(四半期推移)

バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

(平成25年6月30日までに受理したもの) 計279市町村(414基本構想)

作成件数
(累計)



短期的に実施すべき取組み

中長期的に実施すべき取組み

(1) 一体的・総合的なバリアフリー化の推進

・交通計画やまちづくり等との連携によるバリアフリー化の推進

・災害時・緊急時に対応したバリアフリー化方策の検討

・バリアフリー基本構想作成ガイドブック及びバリアフリープロモーター派遣等の見直し

・バリアフリー基準及びガイドラインのスパイラルアップ
-最新の知見を活用したバリアフリーガイドラインの見直し
-ガイドラインの評価に基づくバリアフリー基準の見直し検討

・バリアフリー技術の開発・普及等の推進

(2) 様々な障害特性に対応したバリアフリー化の推進

・災害時・緊急時の情報提供方策の検討

・弱視・色覚障害等に配慮したバリアフリー化の検討

・知的障害者・発達障害者・精神障害者に配慮したバリアフリー化の検討

(3) バリアフリー化に係る情報発信の強化

・バリアフリーに関する基礎データの整備・公表

・道路、建築物等のバリアフリー化に関する地域の取組みの収集・情報発信
-地方公共団体等の取組み状況や面的な整備状況の把握・公表
-条例の制定内容等の情報発信

・バリアフリー化の評価指標の検討

(4) 当事者が主体となったスパイラルアップの推進

・全国バリアフリーネットワーク会議・地方バリアフリー連絡協議会のあり方の見直し
-全国バリアフリーネットワーク会議の開催方法の見直し
-地方バリアフリー連絡協議会との連携強化による情報集約とスパイラルアップ方策の検討

・乗車拒否等の課題分析・解決方策の検討

・バリアフリー基本構想の作成・進捗管理・事後評価の実施方策・体制の検討

(5) バリアフリー化に係る教育・普及方策の強化

・心のバリアフリーの普及方策の見直し
-バリアフリー教室の見直し

・事業者等へのバリアフリー研修のあり方の検討
-公共交通事業者が提供すべきサービスに関するガイドラインの整備
-事業者研修の実施拡大方策や市町村等職員の研修制度の検討

・バリアフリー技術の情報発信・相談受付体制の整備

災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方に関する調査研究

○調査の目的

平成23年3月に発生した東日本大震災により、災害時の情報入手や避難等について弱い立場にある高齢者・障害者等は、避難経路や避難施設等の状況により移動や利用に支障があったことに鑑み、災害時・緊急時に対応したバリアフリー化方策の検討が求められている。

このため、国土交通省では平成24年度に、学識経験者、地方自治体、障害者団体等の当事者等が参画した委員会を設け、**高齢者、障害者等の災害時・緊急時に対応した避難経路等のバリアフリー化と情報提供のあり方**について調査研究を行った。

○調査研究のポイント

◆災害時・緊急時における高齢者、障害者等の困難

災害時・緊急時において、**高齢者、障害者等を感じる困難について場面別に整理**するとともに、**周囲の人が行うサポートのポイントについて整理**。

◆発災時又は発災害のおそれが生じた時

危険がわからない

～サポートの内容～

的確に情報を伝える

◆避難している時(避難する経路にて)

危険がわからない
逃げるができない

その人にあった支援、介助を行う

体調にも影響する重要事項のため、細やかなサポートを行う

◆避難した先で(避難する場所にて)

避難場所の環境に対応できない

トイレが使えない

情報を入手できない、入手しにくい

情報を理解しにくい

音声による情報は文字で掲示する、繰り返し音声で情報を流す、手書き文字などで伝える

情報を理解しにくい人を発見し必要な情報を提供する

◆高齢者、障害者等の避難時における課題と求められる対応策

避難経路等の施設のバリアフリー化と避難に必要な情報の提供に焦点を当て、**高齢者、障害者等の地震や津波など災害発生時の避難における課題を整理し、求められる対応策について先進的な事例等を収集・整理**。

【支援力と受援力の向上】

～コミュニケーション支援ボード(荒川区)～



【高所に昇ることを助けるための配慮】

～屋外に津波避難用階段を設置したビル(焼津市)～



【多様な手段による情報提供】

～防災ラジオ(焼津市)～



【避難する場所のバリアフリー化】

～空地の確保や多機能トイレの設置(板橋区)～



◆バリアフリー化されたまちづくりの普及推進方策

1. 地域における取り組みの推進

地域における点検などの具体的な取り組みを推進するとともに、訓練や教育による防災意識の向上や関係部局の連携を図ることが必要。災害時・緊急時の避難に係る点検などの活用を想定した「高齢者、障害者等の配慮事項チェックリスト(案)」を作成。

2. 避難環境の向上のための配慮・工夫

平常時からの避難環境の向上や避難施設等におけるあと少しの配慮・工夫を図ることが必要。

3. スパイラルアップ(段階的・継続的な発展)

避難環境の向上等に係る研究や技術開発を促進し、様々な取り組みを踏まえた**スパイラルアップを図ることが必要。**

弱視(ロービジョン)者の安全性・利便性に関する調査研究

○調査研究の目的

- ・移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインに規定されている視覚障害者への対応は全盲者からの視点に立ったものが中心であり、ロービジョン者・色覚異常者に配慮した対応とは必ずしもなっていないところ。
- ・このような状況を踏まえ、公共交通機関や建築物を対象に、ロービジョン者の利用上の課題やニーズを把握する一方で、施設設置管理者や公共交通事業者や業界団体における取組み状況の調査を通じて、ロービジョン者が施設を利用する際の安全性及び利便性を向上させるために必要な整備のあり方について提案を行い、今後の移動等円滑化整備ガイドラインの見直し等において、反映させるための基礎資料とするもの。

○調査研究の内容

① 実態の把握

- ・既往調査研究で言及されている課題の把握
- ・ロービジョン当事者、有識者へのヒアリング調査
- ・ロービジョン者に配慮した設備の事例調査

② 設備整備の問題点の整理

- ・移動時、設備利用時における問題点の整理
- ・問題点の重要性評価と改善事例の整理

③ 望ましい設備のあり方の検討

- ・ロービジョン者に配慮した施設における実証実験
- ・実証実験結果に基づく分析・とりまとめ

④ ロービジョン者に配慮した設備整備のあり方の提案

- ・安心して歩ける空間のあり方
- ・行き先、設備への案内誘導のあり方
- ・設備を利用しやすくするための整備のあり方

○調査研究により得られた知見

■ 通路、プラットフォーム等を安心して移動するための留意点

- ・壁と床のコントラストの確保、進むべき方向を示すデザイン上の工夫を施すこと
- ・空間の中に身を置いて不快感や不安感を感じないような適度な明るさを確保すること
- ・昇降設備の存在、ベンチ、案内板、その他衝突するおそれのある設備が容易に認識できるよう、それら設備と床や壁は色彩、明度差、輝度比を確保すること

■ 目的場所や設備へ案内誘導するための留意点

- ・ロービジョン者が発見しやすい場所にサインが設置されていること
- ・単純で明確な表示内容によって案内されていること
- ・床との輝度比が確保された誘導用ブロックであること
- ・視覚以外での情報(音声・音響・人的支援)も容易に活用できること

■ 設備を利用しやすくするための留意点

- ・階段: アプローチ部、下り(上り)始め、踊り場、終端部が容易に確認できること
- ・エスカレーター: 進行方向(上り・下り)が容易に確認できること
足下の明るさ確保、くし板と踏み段を容易に識別できること
- ・エレベーター: 操作パネルや操作ボタンが発見しやすく、表示内容が分かりやすいこと、各操作ボタンの機能が明確に区分でき、操作しやすいこと 他

視覚障害者誘導用ブロック

○検討経緯

・視覚障害者誘導用ブロックは、平成13年9月20日にJIS T9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）が制定され、視覚障害者のための社会的インフラの一環として広く普及しているところ。

・国際標準化を図るため、JIS T9251をベースに日本がISOに新規登録提案し、3回のWG8会議とDIS（国際規格案）、FDIS（最終国際規格案）投票で承認を得て平成24年3月1日にISO23599として発行された。

・当該国際規格は、各国の意見を取り入れているためJIS T9251とは異なった内容であることから、その整合を図るため、平成25年2月5日に学識経験者、中立者、生産者及び使用者等からなる「JIS T9251改訂原案作成委員会（委員長：山内茂NPO支援技術開発機構理事長）」が設置され、現在、JIS T9251改訂の検討が進められている。

○JIS T9251改訂検討状況

【JIS T9251改訂原案作成委員会の開催状況】

- （第1回）平成25年2月5日
敷設については国交省ガイドラインによることとし、敷設を除く部分について改訂原案の検討を行う
- （第2回）平成25年5月20日
JISの体裁に合わせた修正を行う
- （第3回）平成25年10月予定
意見を反映したJIS原案をもとに最終確認を行う

音案内

○検討経緯

・国土交通省の公共交通機関バリアフリーガイドラインを前提に福祉のまちづくり学会が音サインWGを設立し活動

- （1）音サインの対象の明確化（H21年度）
音サイン情報提供の対象、範囲等を明確化
- （2）実地調査（H21年度）
現場における音サインの物理計測（録音等）と設置状況等（高さ方向、平面プラン、周辺環境の記述）の記録
- （3）利用状況調査（H21-H23年度）
バリアフリー整備ガイドラインの「音声・音響案内（音サイン）」の利用状況について調査、問題点等の整理

・JIS案作成（H22-H25年度）

上記作業結果をもとにJIS案の作成

・ガイドライン検討（H22-H25年度）

JIS案に基づくガイドラインの内容検討（H25.6.12公表）

・ISO案作成（H22-H26年度）

JIS案に基づくISO案の作成

○JIS T0902検討状況

【JIS T0902原案作成委員会の開催状況】

- （第1回）平成23年11月9日
- （第2回）平成24年1月11日
以後の調整を経て原案確定

【JIS T0902制定専門委員会開催予定】

- 平成25年秋頃（経済産業省）
今後の手続きで承認されれば、年内にも制定される予定

バリアフリー教室のスパイラルアップについて

○経緯等

バリアフリー教室(旧交通バリアフリー教室)は、「心のバリアフリーを推進するための国の取組みとして、国民に対し、高齢者、障害者等の置かれた状況を模擬体験する等の啓発活動であり、平成13年度より実施されている。初年度は交通エコロジー・モビリティ財団への一括委託であったが、地域に根ざした事業とするため、14年度より、運輸局や整備局が実施主体となり、当事者団体、交通事業者等の協力を得ながら鋭意工夫して実施しているところ。バリアフリー教室の参加人数、回数は順次増加し、平成24年度末までの参加人数はのべ7万人余り。

○現状の課題

- ①1回あたりの受講者数が限られることから、受講者が地域に還元していくような幅広い取組が求められている。
- ②現在のバリアフリー教室の形態を変えずに規模の拡大や開催数の増加を図る場合予算やマンパワーの確保が必要。
- ③バリアフリー教室の受講者の層を広げる一環で交通事業者に対して開催している事例もあるが、交通事業者に対しては、「心のバリアフリー」とは別に、バリアフリー法第8条第5項により職員に対する教育訓練の努力義務が課せられており、より専門的な教育訓練が必要。
- ④知的障害・発達障害・精神障害のある方への理解や対応方法の普及・啓発への取組が不十分。

○今後の方向性

当面の改善点

- 既存教材の活用 ○地方整備局との連携強化
- 多機能トイレ、障害者専用駐車場のマナー向上のためのパンフの配布等、国として普及啓発の場として積極的に活用
- 交通教室など目的等が似ているものとの共同開催
- バリアフリー教室の内容を地域の実情等に応じて柔軟に設定
- 学校公開や参観日等において保護者や地域住民も参加可能な形で実施
- ホテル・旅館従業員や観光ガイド、商店街の方、教員等を目指している大学生などを対象にしたバリアフリー教室の拡充
- ※交通事業者に対しては、交通エコモ財団と連携してBEST研修を開催したり、事業者団体等で実施している職員教育訓練を紹介する等別の対応が必要
- 市区町村社会福祉協議会等の障害当事者の講師派遣事業等を活用して、知的障害・発達障害・精神障害のある方への対応方法を学習できるよう内容を充実

中長期的に検討すべき点

- 学校のカリキュラムや教育免許更新講習プログラムに組み込んでもらった上で、地方局は、教員向け等のバリアフリー教室を実施するとともに、バリアフリー教室開催の支援業務(教材提供、障害当事者の講師の紹介、疑似体験等に必要な物品の貸出先の紹介等)を行うという形を検討すべきではないか。
- 地域の社会福祉協議会等がバリアフリー教室と類似の取組を行っている場合、そうした取組の場を国土交通省のバリアフリーの広報啓発の場としても活用させてもらえるよう、当該社会福祉協議会等との連携協力を検討すべきではないか。

受講者による“こころのバリアフリー”の広がりを目指す取組 関東運輸局バリアフリー教室

- ・バリアフリー教室は、単なる移動制約者の公共交通機関等利用体験に留まらず、自治体、教育委員会、社会福祉協議会、学校等との組織との連携によって“心のバリアフリー”が受講者がさらに広がっていくような取組をすることが重要。
- ・関東運輸局による自治体への働きかけで学校・社会福祉協議会等と連携し、本教室での体験を今後の学校生活に活用してもらうことを目的にした、鎌倉市特別支援学級非常勤職員を対象としたバリアフリー教室開催が実現。

現状の課題・検討事項

- ・バリアフリー教室は一定の実績をあげているものの、1回あたりの受講者数が限られていることや限られた予算の中では、規模の拡大や開催数の増加を図ることは困難である。
- ・自治体や地域の社会福祉協議会等がバリアフリー教室と類似の取組を行っている場合は、国土交通省のバリアフリーの広報啓発や受講者からさらに“心のバリアフリー”を広げられる場としても活用させてもらえるよう、連携協力することが重要である。

自治体、社会福祉協議会等に対する
バリアフリー教室の説明

自治体、教育委員会、学校社会福祉協議会等から
協力要請

バリアフリー教室での体験を受講者がさらに広げ、
学校生活等に活用

地域での“心のバリアフリー”の広がり

東京新聞 TOKYO Web

バリアフリー教室の新聞記事

【神奈川】

バリアフリー 大切さ体験 学級介助員ら鎌倉で教室

2013年7月19日

鎌倉市教育委員会は十八日、御成小学校と江ノ島電鉄鎌倉駅で、小中学校の特別支援学級などで子どもたちの介助を担当している、スクールアシスタントと学級介助員を対象にしたバリアフリー教室を初めて開いた。

車いすと視覚障害、介助を体験し、バリアフリーへの理解を深めてもらおうと、国土交通省関東運輸局が各地で開催している教室を市教委が誘致した。

学級介助員ら三十八人が参加。視野が狭く、かすみがかかったように見える白内障の高齢者の視覚を再現するゴーグルをかけ、白いつえを持って歩く人と、介助者が二人一組で学校の階段や駅のホームで点字ブロック上の歩行などを体験。車いすも二人が交代で押し、駅で改札の通過や電車の乗り降りなどを試した。

学級介助員の女性(48)は「視覚障害体験で階段を下りるのが怖かった。見えな人にはあと何段あるとか、少し先の状況を声で伝えることが有効だと分かりました。学校での介助支援に生かします」と話していた。(斎藤裕仁)



視覚障害と介助を体験する学級介助員ら＝鎌倉市の御成小学校で